

天童市いじめ防止基本方針

天童市・天童市教育委員会

平成27年9月

(最終改定 令和元年7月)

天童市いじめ防止基本方針

目次

◇ はじめに	1
I いじめの問題に対する基本的な考え方	
1 いじめの防止対策に関する基本理念	2
2 天童市いじめ防止基本方針策定の目的	2
3 用語の定義	2
4 いじめの認知	3
5 子どもを取り巻く関係者の責務や役割	4
6 いじめの防止等に係る組織	6
7 関係機関との連携	8
II いじめの防止等の基本的施策	
1 未然防止の取組	10
2 早期発見の取組	13
3 いじめへの適切な対応	16
III インターネット上のいじめへの対応	
1 インターネット上のいじめ	23
2 未然防止の取組	24
3 早期発見・早期対応の取組	26
IV 教育的諸問題から配慮すべき児童生徒の対応	
1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒	30
2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒	30
3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒	30
4 被災児童生徒	31
V 重大事態への対応	
1 重大事態の意味と基本的な対応	32
2 市教育委員会又は学校による対応	33
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	38
VI 点検・評価及び基本方針の見直し	
1 いじめ問題に係る点検・評価の考え方	39
2 市教育委員会が行う点検・評価	39
3 学校における点検・評価	39
4 市基本方針の見直し	41

天童市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは絶対しない、絶対させない

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち」を大切にし、たくましく生きることが市民の願いである。教育の目的は人格の完成であり、学校はもとより、家庭、地域において子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え、「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、これまでも、学校において、様々な取組が行われてきた。しかしながら、中学校に通う生徒が死亡する事案が発生し、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生することはどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。学校は子どもたちとのより一層の信頼関係を築き、子ども一人一人の様子を今まで以上にしっかりと見つめ、いじめを未然に防止し、また、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるよう、組織的に取り組まなければならない。

子どもは、友人関係や集団生活の中で成長発達するものであり、友人関係の問題も、子どもの世界で自力解決できるようになるのが理想である。しかし、子どもたちの中に問題解決の素地が育っていない中で、解決を安易に子どもたちの手に委ねることは、大人としての責任の放棄である。子どもの同じように見える言動であっても、それは、いたずらや喧嘩であったり、あるいはいじめであったりすることが考えられる。また、からかいや軽くぶつかることについても、小学校低学年と中学生では意味合いが違ってくる。教職員や周りの大人は、子どもの発達段階とその状況をしっかりと見極めながら、いじめやトラブルといった個々のケースに応じた適切な対応を行い、その対応を通して子ども自ら心の通う人間関係を築くことができるようになるとともに、いじめや友人関係のトラブルを主体的に解決していく力を身に付けることができるように指導しなければならない。

天童市の子どもたちが、「いのち」を大切にし、「いじめはするだけでなく、見て見ぬふりをする行為も許されない」という認識をもち、たくましく生きる子どもに育つことを切に願っている。そのためにも、子ども自身だけでなく、学校や周りの大人も「いじめは絶対しない、絶対させない」という強い意識をもって、社会環境の変化にも対応したいじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組む必要がある。また、教師の言動も、いじめの引き金になる可能性があることを忘れてはならない。

このため、国において制定・策定されたいじめの防止対策推進法（平成25年9月28日施行、以下、「法」という。）及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日策定、平成29年3月14日最終改定、以下、「国の基本方針」という）、県において策定された、山形県いじめ防止基本方針（平成26年4月策定、平成29年11月最終改定、以下、「県の基本方針」という）を踏まえ、本市におけるいじめの防止に向けた社会全体の気運を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効性のあるいじめの防止対策を進め、いじめの問題を克服していく必要がある。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 いじめの防止対策に関する基本理念

天童市は、かけがえのない存在である子どもたち一人一人が、確かな学力を身に付け、心豊かで、たくましく成長していくこと、また、子ども一人一人が自信を持ち、互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築いていくことができるよう、学校、家庭、地域及び関係機関等が、それぞれの責務や役割を自覚して、次に掲げる基本理念の下、いじめのない安心して豊かに生活できる社会の実現に向けて取り組むものとする。

- いじめは、全ての子どもに関係する問題であり、どの子どもにも生じうるという認識の下、いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に存分に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- 全ての子どもがいじめを行わず、全ての子どもがいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちの理解を深め、子ども集団の人権意識を高めるようにする。
- いじめられた子どもの生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組むようにする。
- 学校、家庭、地域及び関係機関等が主体的かつ相互に協力しながら活動し、子どもに、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、「いじめは絶対しない、絶対させない」社会の実現に努める。

2 天童市いじめ防止基本方針策定の目的

天童市は、1において掲げた基本理念の下、学校、家庭、地域及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、いじめの防止等の対策をより実効的に進めるため、以下の取組について、天童市いじめ防止基本方針（以下、「市基本方針」という。）を策定する。

- (1) 天童市・天童市教育委員会や学校における組織体制の整備
- (2) いじめへの組織的な対応
- (3) インターネット上のいじめへの対応
- (4) 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒への対応
- (5) 重大事態への適切な対処
- (6) 点検・評価と不断の見直し

3 用語の定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係があることを指す。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ③ 「いじめ」の具体的な態様として、国的基本方針に示されているのは、次のようなものである。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など
- (2) 「学校」とは、天童市立学校設置条例（昭和39年7月2日条例第28号）第2条に規定する学校をいう。
- (3) 「子ども」及び「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (5) 「市民」とは、天童市内に居住する者、天童市内に通勤、又は通学する者、天童市内において事業活動を行う個人又は団体等をいう。
- (6) 「学校の設置者」とは、学校においては天童市をいう。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条において、地方公共団体が設置する学校の設置及び管理に関することは、教育委員会において管理し、執行することとされている。
- (7) 「関係機関等」とは、県教育機関（村山教育事務所、県教育センター等）、警察、児童相談所、大学等の研究機関、その他児童生徒のいじめの防止等の対応に関する機関及び団体をいう。

4 いじめの認知

いじめを認知するにあたり、表面的・形式的に行うことなく、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。その際、いじめには様々な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていたとしても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していくようとする。

また、友人関係や集団生活の中で成長発達していく児童生徒に、その生活の中において、子ども同士のトラブルやけんかが起きることがある。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も、法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有する

ことが必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その際には、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図る。

児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、その行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、平成18年度分以降から、いじめの件数の呼称は「発生件数」ではなく「認知件数」に改められ、併せていじめの定義（判断基準）についても大きく変わった。これは、単に「数字が多いのは問題」「数字を減らすことが大切」「数字が少なければよい」等と考えるのでなく、「数字の多寡にかかわらず、解消率が高いことが重要」「解消率が高いなら、数が多いのはむしろ積極的に取り組んでいる証拠」と考えられるからである。このことから、「認知件数」が少ない場合、教職員がいじめを見逃していたり、見過ごしていたりするのではないか、と考えるべきであり、いじめに当たらないと早急に判断したり、児童生徒が置かれた状況を軽視したりすることなく、積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢が求められ、苦痛を感じている児童生徒が一刻も早く安全で安心できる豊かな生活を取り戻すことを第一に考えるべきである。

5 子どもを取り巻く関係者の責務や役割

(1) 天童市・天童市教育委員会の責務

- ① 市基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止等の必要な施策を総合的に策定し実施する。
- ② 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を強化し、日ごろから社会全体でいじめの防止等の取組に努める。
- ③ いじめられた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実や関係機関等との連携強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ④ 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、迅速かつ適切に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ⑤ 重大事態が発生した際には、法第28条の規定に基づき、発生したいじめについての調査組織を設置し、調査を行う。

(2) 学校及び教職員の責務

- ① 学校は、国的基本方針、県の基本方針及び市基本方針を参考にして、いじめの防止等の取組に係る基本的な方向や内容等を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）として定めるものとする。
 - ア 学校の基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめへの対処、関係機関等との連携等における具体的な対応策を示す。

イ 学校の基本方針を策定するにあたり、いじめに関連して起こりうる自殺・不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題等に係る未然防止策や対応策についても示す。

ウ いじめの当事者となりうる児童生徒自らが、いじめの防止に取り組む意識を高め、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校の基本方針に児童生徒の考え方や意志が反映されるように努める。

エ いじめを認知した場合の対応や取組において、家庭を始め地域の関係者から協力を得ることが考えられるため、PTA組織等の考え方や意志を反映させた学校の基本方針を策定することが望ましい。

オ 学校は、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげるために、学校の基本方針を、ホームページ等で公表する等して保護者等に周知する。また、当該学校のいじめへの対応状況や児童生徒の実態、PTAや地域の方々の意見を基に、定期的にいじめの防止等の取組について見直し、学校の基本方針の改善を図るものとする。

- ② 児童生徒が主体的に参加・活躍できるような授業などあらゆる教育活動の充実を図るとともに、家庭、地域との協力体制の構築を通して、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識するとともに、大人の目に気づきにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、「いじめは絶対しない、絶対させない」ことやいじめられた子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップの下いじめの防止等に組織的に取り組む。
- ④ いじめが発生した場合は、解消できるよう、迅速かつ組織的に対処するとともに、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ⑤ 児童生徒に対する定期的なアンケートや個別面談等を実施し、学校組織を挙げて児童生徒一人一人の状況の把握に努めるとともに、相談窓口を明示するなど、相談しやすい環境づくりに努める。
- ⑥ 「いじめは絶対しない、絶対させない」学校をつくろうとする児童生徒の意識を高め、学校全体でいじめの防止に向けた主体的かつ積極的な取組が実践できるように、発達段階に応じて指導、支援する。
- ⑦ 学校においては、いじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、未然防止、早期発見・事案対処、学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等のPDCAサイクルを推進する。
- ⑧ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。組織的対応により、特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数の目による状況の見立てを行うようにする。

(3) 保護者の責務

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるようにする。

- ② いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さをしっかりと理解させるとともに、いじめはどの子どもにも起こりうることを意識し、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ③ いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように日頃から働きかけるとともに、子どもがいじめられた場合には、適切にいじめから保護する。
- ④ いじめの防止等の取組を学校と連携して進めるとともに、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(4) 市民の役割

- ① 地域ぐるみで子どもを見守り、安心して健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② 子どもが地域の行事等に主体的に参加するよう促し、子どもが地域社会における自らの存在を認識し、人とかかわることの楽しさや大切さを学ぶことができるよう努める。
- ③ 子どもの成長や生活に关心を持ち、家庭、学校、関係機関等と連携していじめの防止等に取り組み、いじめが疑われるときは積極的に情報提供するとともに、いじめの防止に努める。
- ④ 子どもの健全育成に関わる諸機関及び委員等においては、その役割を認識し、子どもの健やかな成長を願い、互いに連携しながらいじめの防止に努める。

(5) 子どもたちの役割

- ① 自らの目標達成に向けて、何事にも精一杯取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、「いじめはやめよう」、「何かあったら相談しよう」など、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

6 いじめの防止等に係る組織

(1) 天童市いじめ問題対策連絡協議会

天童市は、天童市いじめの防止対策の推進に関する条例（以下、「条例」という）に基づき、天童市いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」といい）を設置する。

この連絡協議会は市長を会長とし、山形県中央児童相談所、山形地方法務局、山形人権擁護委員協議会天童市部会、天童警察署、天童市民生児童委員連絡協議会主任児童委員会、天童市青少年育成推進員協議会、天童市学童保育連絡協議会、天童市公民館連絡協議会、天童市子ども会育成会連合会、天童市P T A連合会、天童市小中学校長会、天童市総務部、天童市健康福祉部、天童市教育委員会事務局等、いじめの防止等に關係する機関や団体からの代表者により構成する。

連絡協議会は、次に掲げることについて協議する。

- ① いじめの防止等のための有効な対策及び連携強化に関すること
- ② いじめの防止等のための関係機関による啓発活動の促進に関すること

(2) 天童市いじめ問題専門委員会

天童市は、条例に基づき市教育委員会に天童市いじめ問題専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

この専門委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。

専門委員会は、次に掲げることについて必要な審議・提言及び調査を行う。

① 市基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策に関すること

市教育委員会において、いじめの実態把握のために行う調査による結果の分析と考察、いじめの防止等に向け実施している施策等について情報提供し、当該年度のいじめの防止等に向けた取組について点検・評価を受ける。

② 法第28条第1項に基づく、学校での重大事態発生時における調査に関するこ

(3) 天童市いじめ重大事態再調査委員会

天童市は、条例に基づき、天童市いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

この再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。

再調査委員会は、学校における重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、市長が必要と認めるとき、当該重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

(4) 学校の「学校いじめ対策組織」

学校は、当該学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等に組織的に対応するための中核となる常設の組織「学校いじめ対策組織」を設置する。

この組織は、的確にいじめに関する情報を共有し、共有された情報を基に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。学校は、学校の基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらの情報共有は気づきを共有して早期対応に繋げることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

① 組織の構成員

より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、校内職員のほか、学校評議員、人権擁護委員など地域内の人才に参加を求めるようにする。また、市教育委員会は、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の人才確保に対する支援を行う。

なお、校内職員については、個々のいじめの防止、早期発見及び対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど柔軟に対応する。

構成員例

- ◇校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当教員、部活動指導に関わる教職員等
- ◇校外関係者：スクールカウンセラー、教育相談員等、PTA代表、学校評議員代表、学校医、人権擁護委員、可能であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等

② 取組内容

この組織は、具体的には以下の取組等を行う。

- ア 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
- イ いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ウ いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- エ いじめの疑いに係る情報等があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と家庭との連携等の組織的対応

③ 組織の実効的な運用

この組織が実際に機能し、かつ状況に応じて機動的に運用されるよう、「構成員全体の会議」と「日常的な関係者の会議」に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫し、いじめの防止等の取組が実効的に行われるよう努める。

(5) 学校、家庭を支援する組織

- ① 子ども教育相談
学校や家庭からのいじめの問題等の相談を受け付け、関係の学校及び担当指導主事等が連携し対応する。
- ② 市教育委員会学校教育課の指導主事及びすこやかスクール相談員による対応
学校や家庭からの相談を受け付け、関係機関等との連携の調整、相談窓口の情報提供、いじめの防止等に関わる資料・情報の提供、研修会等への支援などの対応を行う。

7 関係機関との連携

(1) 保護者、地域、警察、法務局、児童相談所、医療機関等との連携

- ① 天童市は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。
連携に当たっては、各学校のホームページへの学校の基本方針の掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ② 市教育委員会及び学校においては、天童警察署や法務局、児童相談所等、関係機関との適切な連携を推進する。

- ア 市教育委員会又は学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、天童警察署に通報、相談する。
- イ 学校や市教育委員会は、いじめた児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などに、天童警察署や法務局、児童相談所など関係機関と連携し対応に当たる。
- ウ 学校や市教育委員会は、学校警察連絡協議会等を通じ、普段から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- エ 市教育委員会及び学校は、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図り、法務局などの学校以外の相談窓口について児童生徒へ適切に周知する。

(2) 学校間の連携による協力体制の整備

市教育委員会は、県及び他市町村の教育委員会等と連携し、いじめられた児童生徒やその保護者に対する支援及びいじめた児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校間の連携を支援する。また、小・中学校間において、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるよう支援する。

(3) 村山教育事務所、県教育センター等との連携

市教育委員会は、国、県の基本方針やいじめの防止等に関する通知や指導を受け、いじめの防止等の対策の充実を図る。

また、いじめの防止等に関する取組や解決が困難な事案等において、連携した対応が必要な場合には、いじめ解決支援チームの派遣など支援を要請する。さらに、学校において重大事態が発生した場合には、学校及び市教育委員会の対応や調査について必要な支援を要請する。

【参考】村山教育事務所による支援

村山教育事務所に、学校におけるいじめの防止等に係る活動を推進し、かつ、解決が困難ないじめ事案への支援を目的とし、「いじめ解決支援チーム」が設置されている。

〈構成員〉

生徒指導担当指導主事、青少年指導担当、エリアスクールソーシャルワーカー（エリアSSW）

※上記に加え、必要に応じ弁護士やエリアスクールカウンセラー等の外部専門家を派遣できる。

※エリアスクールソーシャルワーカーとは、学校・教育委員会及び関係諸機関と連携を図りながら、いじめ解決を支援していく役割を担う。

【参考】県教育センターによる支援

県教育センターに、「24時間いじめ相談ダイヤル」及び「メールによる相談」等の相談窓口が設置されている。また、市教育委員会や学校で行う研修会等への講師（指導主事）派遣事業が実施されている。

II いじめの防止等の基本的施策

1 未然防止の取組

(1) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

① 児童生徒理解の推進

一人一人の児童生徒理解に基づいた適切な指導・支援について教育活動全体を通して組織的に行い、児童生徒が安全で安心して過ごせる学校づくりを推進するためには、下記について努めていく。

ア 児童生徒の気持ちや状況の変化を捉えられるよう、日常的な会話や観察を積極的に行う他に、定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等を取り入れていくこと。

教職員間の情報共有、組織的対応に当たっては、いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画するなど、学校いじめ対策組織がこれらの機能や目的を十分に果たせるような人的配置とする。

イ 家庭や地域に対していじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等についての情報提供先や相談窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況等を把握すること。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを効果的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解消する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

ウ 気になる児童生徒の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップの下、学校いじめ対策組織により、組織的に対応できる体制を整えておくこと。

エ 学級集団アセスメント等により、学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壤になっていないか分析すること。

オ 特別支援教育コーディネーターを中心としながら、特別支援教育の視点を生かした児童生徒理解を進め、適切な人間関係の構築や集団づくりに生かしていくこと。

カ 「危機管理能力」を高める研修等を通して、管理職を始め、教職員の資質・能力を高めること。

② きめ細かな状況把握を踏まえた学級経営の充実

日常の行動観察、生活記録、アンケート調査、すこやか巡回相談によるスクリーニング、学校生活における意欲や満足度の調査を行う学級集団アセスメント等の結果を基に、児童生徒の気持ちや人間関係、置かれた状況等、一人一人の有り様をきめ細かく捉えていく。また、一人一人の有り様や学級集団の状況を学校組織として共有し、適切な指導・支援を行うことで、一人一人の居場所がある学級づくりを推進する。

(2) 望ましい集団の育成と人間関係の構築

「いじめは人間として許されない行為である」こと、「いじめを見て見ぬふりをする行為もいじめを助長することにつながり許されない」こと等、いじめに対する児童生徒の理解を深めるようにする。加えて、教育活動全体を通して、コミュニケーション能力の育成と児童生徒間の相互理解が図られるよう努め、一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼し合って生活できる絆づくりを育成していく。こうした取組により、どの集団においてもいじめの未然防止につながるような人間関係を構築していく。

(3) 道徳教育の推進

児童生徒が豊かな情操を養い、自他の存在を等しく認め、互いに思いやり、尊重しあえる態度を育成していくことが、「いじめは絶対しない、絶対させない」社会の形成に資することを踏まえ、全ての教育活動を通した道徳教育の推進と体験活動等の充実を図る。

各学校においては、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる特別の教科道徳（以下、「道徳科」という。）の授業においては、天童市道徳自作資料選集や山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」等を活用し、各小中学校における重点指導項目を定めて指導することを通して、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

また、各学校において、「山形県人権擁護リーフレット」（平成28年3月発行）等を積極的に活用することで、児童生徒の「人権」の意識を広く啓発し、人権の視点からもいじめは絶対に許されないことであるという意識を高める。

(4) 「いのち」の教育の推進

① 学校における「いのち」の教育の推進

学校においては、教育活動全体を通して、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。その際、「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成25年3月山形県教育委員会）、

「人権教育の指針」（平成28年3月山形県教育委員会）等を参考に、児童生徒の発達段階に応じて系統的に展開していく。

② 家庭における「いのち」の教育の推進

家庭においては、親子の温かいかかわりを通して「自分は愛されている」「自分は認められている」等、児童生徒の自尊感情を高め、健全育成を図る。また、身近な動植物とのふれ合いなど、子どもの発達段階に応じて生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③ 地域における「いのち」の教育の推進

地域においては、家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。

また、地域における子どもの見守り活動等を通して、子どもたちが安全で、安心して生活できる地域づくりを、家庭・学校とともに推進していく。

(5) 児童生徒による主体的な活動の推進

いじめは大人には見えにくい子どもの世界で起きている。したがって、「いじめは絶対しない、絶対させない」学校を児童生徒が主体的に創っていくことが必要である。

学校においては、いじめに対する児童生徒の理解や性的マイノリティ等様々な生き方への理解を深めるようにするとともに、児童会や生徒会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合ったり、児童生徒が課題を主体的に解決したりできる集団づくりに努め、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育む教育の推進を図る。

さらに、児童生徒による主体的ないじめの防止等の取組を通して、「いじめは絶対しない、絶対させない」学校づくりを一体となって推進するために、児童生徒の自主的・自発的な企画・運営による様々な活動が、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動などの特別活動において展開されるよう働きかけていく。

児童生徒の主体的な絆づくりの活動や問題解決力を育む活動を通して、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

(6) 教職員等の資質・能力の向上

① 生徒指導に係る資質・能力の向上

児童生徒の自己存在感を高め、共感的人間関係を構築し、自己決定の場を設定するなどし、生徒指導を十分に機能させた自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通して行う。そのため、効果的な生徒指導のあり方についての研修等を設定し、教職員の資質を高めていく。

また、児童生徒の人間関係を慎重に見抜いたり、その変化を敏感に察知したりする危機意識など、「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、認知したいじめについて確実に解消していくため、「いじめの根っこ」を改善する指導方法や、いじめの未然防止に向けた学級経営、部活動運営等の在り方について、校内外における研修等を設定し、教職員の資質・能力向上に取り組んでいく。

なお、部活動やスポーツ少年団の指導者等とも連携しながら、児童生徒の人間関係を把握し、児童生徒一人一人が自己有用感を持つことができる指導に努め、実践を通して担任力の向上を図る。

② 特別支援教育、児童生徒理解に係る研修会等の実施

学校の通常学級に、学習症や注意欠如多動症、あるいは自閉スペクトラム症が疑われる児童生徒が在籍している。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが、いじめなどの問題の原因となり、集団への不適応や不登校等に発展することが心配される。こうしたことから、児童生徒間の相互理解を基にしたよりよい集団づくりや、児童生徒に応じた適切な支援・指導が必要であり、特別支援教育や一人一人の児童生徒理解を深めていく教職員の資質・能力の向上が求められている。

市教育委員会では、多くの教職員が高い専門性を持ち、一人一人の児童生徒理解に基づいた配慮や障がいの特性に応じた対応ができるように、研修会等を通して教職員の資質・能力の向上に取り組んでいく。

(7) P T A組織を活かした取組の推進

① 学校・家庭・地域の連携の推進

P T Aは、学校・家庭・地域のそれぞれにかかわっていることから、子どもの心情に寄り添いながらその理解に努めるとともに、家庭内はもとより、地域において児童生徒の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童生徒を見守ることができる。そこで、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、家庭と学校が情報を共有し、いじめの防止等に係る意識の高揚を図りながら連携していく。

② 家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的な責任を有することから、家庭教育の中で児童生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを意識させることが必要である。そこで、P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

③ 学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取組

学校において、P T Aや関係機関と連携の上、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図る。また、携帯電話やスマートフォン等の利用に関する研修会等を開催し、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発に努めていく。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

① 事前の体制整備

いじめが認知された場合、学校は、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携が必要である。そこで、学校いじめ対策組織により、迅速かつ組織的に対応できる体制を事前に整備しておく。

② 教職員の意識向上

教職員は普段より、いじめに係る対処の在り方について理解を深め、児童生徒との信頼関係づくりや相談しやすい環境の維持などに努めるとともに、「いじめを見逃さない」「いじめに気づく」など、いじめに対する意識を高めておくことが求められる。

ア いじめへの迅速な対処

言葉による攻撃や、叩いたり蹴ったりする暴力等のいじめに対しては、その場でその行為を止めさせる。遊びやふざけ合いを装った言葉による攻撃や暴力に対しては、いじめられている児童生徒の話をよく聴くことが重要である。いじめら

れている児童生徒は、いじめた児童生徒との人間関係により、いじめられていることを否定する場合もあることを忘れてはならない。

イ 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。児童生徒の人間関係をつぶさに把握し、変化を敏感に察知したり見抜いたりする努力と工夫により、いじめられている児童生徒の発するサインがたとえ小さくても見逃さないよう努め、人間関係のトラブルを抱えていたり、嫌な思いをしていたりしていないか、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ積極的にいじめを認知していく。

また、早い段階から複数の教職員がかかわり、より多くの目で把握し早期に対応できるように努める。いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり、軽視したりすることは絶対にあってはならない。

③ 早期発見のための取組

ア いじめに対する共通理解

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる問題であることを認識する。
- ・見えにくいいじめを見つけようとする意識を高める。
- ・一人で抱えず、組織で対応する。

イ 「いじめは絶対しない、絶対させない」学校と学級づくり

- ・児童生徒と保護者に対し、「いじめは絶対しない、絶対させない」学校と学級づくりに取り組むことを様々な機会を通して周知し、いじめに対する学校の姿勢を明確に示す。

ウ 校内生徒指導体制・教育相談体制の充実

- ・日常のかかわりによる信頼関係の構築
- ・相談しやすい環境づくり
- ・「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知「いじめ問題への取組の徹底について」に添付）の活用

エ 実態把握のためのアンケート等の実施と個別面談

- ・県教育委員会から示されている様式による年2回（6月頃・11月頃）の実施
- ・各校独自の様式による「心のアンケート」や「生活アンケート」等の実施

オ いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

- ・県教育委員会の様式を参考に教職員用と保護者用を作成
- ・アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施

カ 相談窓口（連絡先）の設置と周知

キ 児童会や生徒会を中心とした主体的な活動の推進

ク 計画的・組織的な校内巡視の実施による見守り体制の充実

(2) 早期発見のための組織的対応

① 教職員の迅速な情報共有

- ・いじめの芽を発見した際には、その情報を学校いじめ対策組織に報告し、教職員間で情報を共有し迅速に初期対応に当たるなど、いじめの解消に向けて組織的に情報の共有化を図る。
- ・いじめに関する児童生徒の情報を共有し、それらの生徒の言動を複数の教職員の目で確認することで、早期発見、早期対応につなげていく。
- ・教職員用チェックリスト等を活用し、児童生徒や学級の状況把握に努め、気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、必ず学校いじめ対策組織に速やかに報告・相談することで、組織的な対応を行う。

② 学校・家庭・地域のネットワークづくり

- ・いじめに係る家庭用のチェックリストを作成し配布したり、いじめに関する保護者アンケートなどを行ったりして家庭と連携して児童生徒の状況把握に努める。
- ・校内のいじめに関する状況等の情報を、定期的に家庭や地域に知らせていくことに加え、共に児童生徒を見守っていただくよう協力をお願いし、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりに努める。
- ・発見したいじめの芽については、状況に応じて、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、指導について協力していただくよう努める。

③ 児童生徒、保護者が相談しやすい環境づくり

ア 信頼関係の構築と指導体制・相談体制の充実

- ・生活の記録や個人ノート等、教職員と児童生徒の間で日常交わされている日記等を活用し、普段から交友関係や悩みを把握し、相談できるようにしておく。
- ・休み時間や放課後の雑談の場面や何気ない会話等を活用し、複数の教職員で児童生徒の様子に目を配り、声を掛けやすいきっかけづくりに努める。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童生徒が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。
- ・教職員が指導・支援する際に、児童生徒が自分の気持ちや思いを話したり教職員の思いや考えを受け入れたりしてもらえるように、常日頃からの信頼関係の構築に努める。
- ・児童生徒の様子を積極的に学級通信等で保護者に伝えることを通して、学校教育に対する保護者の理解を得るとともに、相談しやすい環境づくりに努める。

イ アンケートの定期的な実施と個人面談

- ・いじめの実態を把握するアンケートなどの定期的な実施により、児童生徒の声を積極的に拾い上げる。
- ・アンケートは、質問内容を工夫したり、無記名式としたりするなどの配慮を行い、児童生徒が普段は声に出せないことでも、周りの児童生徒の様子を気にせずに記入できるようにする。
- ・県教育委員会が示している、年に2回の、児童生徒と保護者を対象としたいじめ早期発見アンケートと、児童生徒を対象とした面談を組み合わせていじめの実態把握を行う。
- ・アンケートによりいじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聞き取っていくなど工夫していく。

- ・アンケートなどの定期的な実施は、いじめの実態を把握する一つの手段であることを踏まえ、アンケートの結果に偏ることなく、チェックリストの活用や日常の教職員の観察、個人面談等と組み合わせながら、積極的かつ早期にいじめを認知し、いじめの問題が深刻化する前に確実に解消していくよう努める。

ウ 相談窓口の設置と周知

- ・児童生徒及び保護者に、学校の相談窓口を始め校外の様々な相談窓口など、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことの大切さを啓発していく。特に学校の相談窓口については、担任以外にも教育相談担当職員や養護教諭など、複数の具体的な窓口があることを周知しておく。
- ・学校には学校の基本方針があり、いじめ問題があった時に学校は組織で対応することや、多様な相談手段・機関があることを、年度当初に、児童生徒及び保護者に周知する。

市教育委員会の相談窓口

◇教育相談室（来所相談）

◇教育相談ダイヤル（電話相談）

県教育センターの教育相談窓口

◇教育相談ダイヤル

◇来所相談予約案内ダイヤル

◇いじめ相談ダイヤル

◇教育相談メール

3 いじめへの適切な対応

(1) いじめに対する基本的な対応

① 市教育委員会における基本的な対応

- ・市基本方針を踏まえ、いじめの解消に向けた迅速かつ組織的な対応等に関し、学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ・いじめが発生した場合には、状況に応じて、指導主事を派遣するなどの支援のほか、専門委員会を活用した調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けた迅速かつ組織的な対応を進める。
- ・いじめられた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようするため、教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分に留意した上で、出席停止を命ずるなど、適切な対応に努める〔学校教育法 第35条 児童の出席停止〕。
- ・いじめにかかわった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応を行うため、学校間の連携・協力体制の調整を行いながら、いじめの解消に向けた対応を進める。

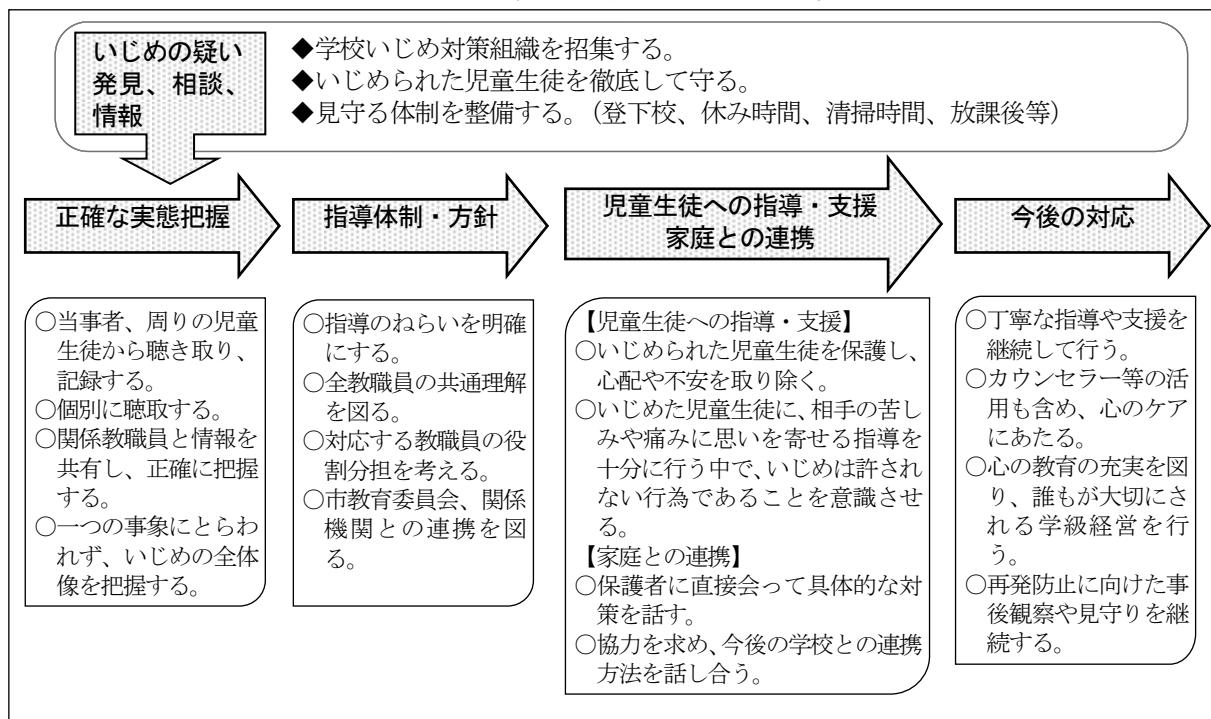
② 学校における基本的な対応

- ・いじめの疑いやいじめに係る相談や情報が寄せられた際には、予断することなく積極的に認知し、積極的に解消を図る姿勢で対応する。
- ・いじめの当事者や周りの児童生徒から事情を聞き取り、内容を記録するなど丁寧に対応する。
- ・いじめの発見、報告を受けた時には、特定の教職員が抱え込みず、速やかに学校いじめ対策組織を活用し、教職員の共通理解の下、迅速かつ組織的に対応する。

- ・いじめられた児童生徒を守り通すとともに、いじめた児童生徒に対し、当該児童生徒の人格の形成に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・学校は市教育委員会に報告するとともに、事案の内容により、必要に応じて天警察署や法務局、児童相談所等の関係機関とも連携しながら対応する。

(2) いじめ対応の基本的な流れ

- ① いじめを認知した場合、学校いじめ対策組織に躊躇なく速やかに報告する。
- ② 報告を受けた学校いじめ対策組織においては、校長のリーダーシップの下、おおよそ次の流れで迅速かつ組織的に事案の対応に当たる。
 - ア 指導体制・方針の決定
 - イ 当該いじめに係る児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応の決定
 - ウ 家庭との連携の在り方の検討
 - エ 繼続観察や見守りなど事後対応の決定
- ③ 校長は事実確認の結果について、責任を持って市教育委員会に報告するとともに、当該いじめにかかわった児童生徒の保護者に連絡する。



(3) いじめ発見時の迅速な組織的対応

- ・いじめの発見、報告を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、迅速かつ組織的に対応する。
- ・学校いじめ対策組織においては、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、正確な情報を把握し、それを共有する。
- ・校長のリーダーシップの下、指導体制や指導方針を決定する。
- ・いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方を持たず、「いじめられた児童生徒が悪いのではない」ことを伝える等、いじめられた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。

- ・推測や憶測によって性急に判断したり、軽視したりすることのないように丁寧に聞くようとする。
- ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意しながら対応する。
- ・いじめの深刻化を防ぐため、把握した事実の確実な記録化に努め、情報を共有し、指導方針や対応に生かす。

把握すべき情報等

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ◇誰が誰をいじめているのか?..... | 【当事者の確認】 |
| ◇いつどこで起こったのか?..... | 【時間と場所の確認】 |
| ◇どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?..... | 【内容の確認】 |
| ◇いじめのきっかけは何か?..... | 【背景と要因の確認】 |
| ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか?..... | 【期間の確認】 |

(4) いじめと認知した場合の対応

① いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

- ・いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ・いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除き、丁寧な対応を行う。
- ・状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ いじめられた児童生徒への対応

- ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支えるサポート体制をつくる。
- ・いじめられた児童生徒が安心して学習や他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導するなどの対応を行う。そうすることで、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解消した後も、きめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

ウ いじめられた児童生徒の保護者への対応

- ・誤解を招かないように事実関係を適切に説明し、保護者の心情に配慮しながら誠意を持って対応する。
- ・安心して学校生活を送ることができるよう約束するとともに、その後の具体的な対応と経過については、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

- ・保護者の考え方や訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪し、解消に向けて協力していただくなど、家庭と連携した対応が図られるようより確かな信頼関係の構築に努める。
- エ 自殺につながるおそれがある場合の対応
- ・児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながるおそれがある場合、「TALKの原則」に基づいた対応を行うとともに、関係機関と連携しながら、チームによる対応を図る。
 - ・いじめが解消した後も経過観察を継続し、関係する児童生徒への丁寧できめ細やかな対応を行うなどして、再発防止に努める。

【参考】TALKの原則

Tell：言葉に出して心配していることを伝える

Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する

Keep safe：安全を確保する

② いじめた児童生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

- ・いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、相手の感情を理解し、いじめが確認された場合、いじめた児童生徒に対しては、教育的配慮の下毅然とした態度で指導する。
- ・謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、児童生徒の健全な人格の形成に主眼を置いた指導を行うようとする。
- ・いじめた児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し組織的に対応することで、いじめを止めさせるとともに、ストレスの背景を理解し、適切に支援を行うことにより、その再発を防止する。
- ・事実関係の確認後、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得るようにする。
- ・学校と家庭が連携して適切な対応が行えるように、保護者に協力を求める。さらに保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。

イ いじめた児童生徒への対応

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の不適切さや責任の自覚を促す指導を行う。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の形成に配慮する。
- ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行うようとする。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

- ・いじめた児童生徒への対応については、成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について市教育委員会と協議する。
- ・いじめた児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止期間中における学習の支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

ウ いじめた児童生徒の保護者への対応

- ・学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢を保護者に示し、事後の対応や方針について丁寧に説明し、再発防止に向けて協力していただくようにする。
- ・保護者を責めたり、事実や原因の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感を持たないようすることにも配慮する。
- ・いじめの事実関係を丁寧に説明し、保護者の理解を得た上で、いじめられた児童生徒への謝罪を行うなどの対応を促す助言をする。
- ・保護者が事実関係をなかなか受け入れられないような際には、保護者の思いや考えを十分に聴きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ことを丁寧に説明し、理解していただくよう努める。
- ・必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応に当たる。

(3) 集団へのはたらきかけ

ア 児童生徒に対する指導

- ・いじめに同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり決して許されないことを理解させ、いじめた児童生徒と同様に指導する。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しては、いじめている児童生徒にとって、傍観するその姿勢が暗黙の支持と受け取られ、結果的にいじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させる。
- ・いじめを止めることはできなくても、教員や保護者、他の生徒に知らせることが必要であることを指導する。
- ・いじめられた側の苦しい気持ちを理解させ、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらいよのかを学級全体で考えさせたり、話し合わせたりしながら、いじめを自分の問題として捉え、勇気を持ち正しい行動ができるように指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは、いじめの行為に通じることをしっかりと理解させ、いじめが絶対に許されない行為であり、防止しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ 保護者に対する啓発

- ・状況に応じてPTA役員、市教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行い、事態の深刻化や再発の防止に向けた啓発を行う。
- ・個人情報の取扱いに留意し、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明した上で協力を求める。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

ア 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかるわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本市においても、上記に基づいていじめが解消しているかどうかを判断する。上記の、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する恐れが十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、解消していない事案については、市独自の調査により、解消するまで追跡調査を行う。

⑤ 継続した指導体制の確立

- ・事態の深刻化や再発を防ぎ、安全で安心できる豊かな生活を取り戻すためにも、解消したかどうかの見極めは慎重に行う。
- ・いじめの解消に向けた指導方針や指導体制について、学校に置く組織において検討し、当該児童生徒間の関係の修復、集団活動の状況についての見守り等を続け、いじめが解消したと判断されるまで丁寧な指導を継続する。

- ・丁寧な指導を継続して行うことにより、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努めるようとする。
- ・担任が代わった場合や小学校を卒業し中学校に入学した場合の引き継ぎを確実に行う等、教職員や小学校・中学校が連携し、継続した指導を行う。

III インターネット上のいじめへの対応

1 インターネット上のいじめ

(1) インターネット上のいじめの理解

インターネット上のいじめ（以下、「ネット上のいじめ」という。）とは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。ネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを児童生徒に理解させ、ネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

また、書き込んだ文字や掲載した写真等は、インターネット上に残ったり、他の媒体を通して広がったりするため、簡単には消去できず取り返しがつかない事態になってしまうこともある。そのため、児童生徒に対して興味本位で掲示板やSNS等に近づかない、近づけない指導を、学校・家庭・地域が連携して行っていく必要がある。

(2) ネット上のいじめの特徴

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど児童生徒が行動に移しやすく、児童生徒が簡単にいじめの当事者になる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすく、一度流出した個人情報は回収することが困難であり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することも困難なため、インターネットに係る児童生徒の実態を把握することが難しい。
- ⑤ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。
- ⑥ ネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

(3) ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめは、手段や内容に着目し次のように類型化されている。実際には、分類されたそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

① 掲示板・ブログ・プロフでの事例

ア 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフ（プロフィールサイト）等に、特定の児童生徒の誹謗・中傷を書き込む。

イ　掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載

掲示板・ブログ・プロフに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真・動画等の個人情報を掲載する。そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされたりする。

ウ　特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う

特定の児童生徒になりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の児童生徒の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上「暇だから電話して」などと書き込みをする。個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話が掛ってくるなどの被害がある。

② メールでの事例

ア　メールを用いた特定の児童生徒に対する誹謗・中傷

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の児童生徒に送信する。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている児童生徒には、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。

イ　「チェーンメール」による悪口や誹謗・中傷

特定の児童生徒を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷を広げる。

ウ　「なりすましメール」による悪口や誹謗・中傷

「なりすましメール」とは第三者になりすまして送るメールのことをいい、児童生徒でも簡単に送信することができる。クラスの多くの児童生徒になりすまして、誹謗・中傷などのメールを特定の児童生徒に何十通も送信する。

③ SNSでの事例

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を介して誹謗・中傷の書き込みを行ったり、画像や動画の送信からトラブルに発展したりする。SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどネットワークのグループ内で「仲間はずれ」にする。

④ その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等をされ、個人情報が誹謗・中傷の対象として悪用される。

2 未然防止の取組

(1) 情報モラル教育の充実

情報モラル教育を行う際には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重するという基本認識の下、「人に温かい心で接し、親切にする」「相手への影響を考えて行動する」「自他の個人情報を、第三者に漏らさない」ことについて、発達段階に応じて情報モラルを取り扱っていく。

① 児童生徒に対する指導の充実

学習指導要領の内容を踏まえた上で教科・特別活動・総合的な学習の時間等を活用し、学校体制による児童生徒の発達段階に応じた意図的・計画的な指導を行い、情報モラル教育の充実を図る。

② 児童生徒及び保護者に対する啓発

児童生徒及び保護者を対象とした「インターネットの有効利用のあり方」や「インターネットの不適切な使用による危険性」についての理解を深めるための研修会や講演会を実施し、ネット上のいじめに対する未然防止や効果的な対応についての啓発を図る。

(2) 教職員の指導力の向上

教職員が、ネット上のいじめの現状等に対する理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速かつ確実に行うことができるようするために、研修会等により指導力の向上及び啓発を図る。

また、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの提供等により、新たな形態のいじめが起こることも予想される。そのため、常に最新の動向の把握に努め、新たな問題が発生した際に迅速な対応ができるよう努める。

(3) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために、児童生徒のインターネット利用の実態や危険性等について保護者に周知し、ネット上のいじめへの対応と家庭における取組の重要性について啓発していく。

① 学校の取組

学校においては、保護者会や地域懇談会等の機会を通して、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行う。その上で、ネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求め、家庭・地域との連携を図る。

② 家庭での取組

家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、インターネットの利用やネット上のいじめについて話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努める。また、インターネットの利用や携帯電話・ゲーム機等へのフィルタリングによる制限等に関してもよく話し合い、子どもの発達段階に応じた家庭におけるルールづくりに努める。このようなペアレンタルコントロール等について、学校、PTAと連携を図り、児童生徒がネット上のいじめの当事者にならないよう努めていく。

【参考】ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、**子ども**が閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限のこと。

また、その機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含む場合もある。「パレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「パレンタルロック」ともいう。

ペアレンタルコントロールの例

- ①家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ②保護者による継続的な見守りを行う。
- ③危険性の教育を行う。
- ④フィルタリングの設定を行う。
- ⑤表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記①～⑤等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わりを順序立てて教えていく。

③ P T Aの取組

P T Aにおいては、研修会のテーマや学級・学年懇談会等の話題としてネット上のいじめやインターネット等に関する家庭での取組などについて取り上げ、未然防止に向けた啓発を図る。また、ネット上のいじめの未然防止に向けた活動を学校や地域と連携しながら、実情に応じて推進していく。

3 早期発見・早期対応の取組

(1) 早期発見への取組

① ネット上のいじめに気づく工夫と努力

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合を考えられることから、現実での人間関係をしっかりと把握することがネット上のいじめの早期発見にもつながる。したがって、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる変化を敏感に察知し、小さなサインでも見逃さないという意識を高め、児童生徒の様子に目を配ったり、児童生徒の心に寄り添いながら声を掛けたりするなど、積極的に捉えようとする努力が必要である。

各学校においては、常日頃からの児童生徒理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により早期発見に努める。

② ネット上のいじめについての相談体制の整備

ネット上のいじめは、もともとその把握が難しいものであるため、いじめられている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、学校においては、インターネットを利用している児童生徒が、自分自身若しくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいか指導するとともに、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくことが大切である。また、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル、法務局の取組等を周知し、一人で悩まず声に出すなどの積極的な相談について啓発していく。

③ 学校・家庭・P T Aによるネットパトロール等の実施

市教育委員会及び学校、P T Aが連携し、学校の状況に応じて学校ネットパトロール等を実施することにより、ネット上のいじめの早期発見に努める。また、家庭によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら迅速に対応できる体制の整備に努める。

【参考】ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、ネット上のいじめ等が起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」という。

ネットパトロールの具体的な方法

- ①google や yahoo!などの検索エンジンを利用し、「学校名（略称などもある）」「地域」「掲示板」などのキーワードを組み合わせて検索する。
- ②無料掲示板やS N Sなどで学校別掲示板を探す。
- ③非公式掲示板検索サイト（学校裏サイトチェッカー等）を利用する。
- ④検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。 等

④ その他

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールによるいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。したがって、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で理解を求め積極的に啓発に努める。

(2) 早期対応への取組

① 早期における基本的対応

- ・学校では、児童生徒や保護者からの相談によりネット上のいじめを把握する場合が多く、児童生徒の様子の変化から把握する場合もあることから、児童生徒が出すサインを見逃さないよう目を配ったり、児童生徒の声を丁寧に聴いたりしていく。
- ・インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに天童警察署に通報し、援助を求める。

② 掲示板等への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア 書き込み内容や掲載内容の確認と保存

誹謗・中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談や連絡があった場合、学校または市教育委員会においてその内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

確認する内容等

- ◇いつ頃 【時期の確認】
- ◇誰が 【当事者の確認】
- ◇どんな内容の書き込み、メール、画像・動画か 【手段と内容の確認】
- ◇何回くらい 【回数の確認】
- ◇どのような対応（行動）をしたか 【対応の確認】

イ 掲示板等の管理者への削除依頼

掲示板等の管理者へ削除依頼を行い削除してもらうようとする。削除依頼の方法は、各掲示板等によって異なるため、事前に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、学校等のパソコンやメールアドレスを使用し、個人のパソコンやメールアドレスは使用しないようする。また、削除依頼について、個人の所属・氏名などを記載する必要はなく、掲示板等の管理者に、個人情報を悪用されることなどがないよう注意する。

ウ 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

エ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除依頼に、削除が必要なURLや書き込み番号等の記載がされていないなどの不備がなかつたか確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼を再度行う。それでも削除されない場合は、天童警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

③ 警察や法務局との連携

ネット上のいじめの問題に対する適切な対応や解決が困難な場合における早期の支援体制を整えるため、学校・警察連絡制度を活用し、天童警察署と相互に連絡をとったり、法務局に相談したりするなど連携を図るようにする。

【参考】法務局の取組

インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、以下のような取組を行っている。

- ・掲示板等を管理するプロバイダ等に対して削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、相談者に対する事案に応じた適切な助言
- ・被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対する削除要請

④ 児童生徒への指導

児童生徒がネット上のいじめの当事者とならないために、次のポイントを踏まえて指導を行う。

ア 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」など）であり、決して許される行為ではないこと。

イ 書き込み等が悪質な場合などには、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

ウ 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。

エ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながること。

⑤ チェーンメール等への対応

児童生徒には、以下の内容を踏まえ、削除して構わないことを指導する。

ア 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできない。

イ チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。

- ウ チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しない。
- エ チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめを行ったことになる。
- オ チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため行わない。
- カ チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しない。
- キ チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしない。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合がある。

IV 教育的諸問題から配慮すべき児童生徒の対応

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性へ理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒の教育的ニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を保護者と連携しながら行うことが必要である。

特に、障がいの特性から、自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず、適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかつたり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じるものとして受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、保護者が外国人である児童生徒等は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合が多くなることが考えられる。それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、保護者と連携を図りながら学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該児童生徒に対する支援を行うに当たっては、教職員を始めとする大人が当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料（例「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施について（教職員向ヶ（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師の適切な理解に基づいた支援を行うことが大切である。

4 被災児童生徒

災害により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い細心の注意を払うとともに、保護者との連携を図りながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

本市においても、震災当時から児童生徒が避難しており、学校において適切な支援が行われてきた。年月の経過とともに、被災児童生徒は減少しているが、それぞれの課題や状況を踏まえ、被災児童生徒に寄り添いながら支援を行うことが必要である。また、放射線や原発に対する正しい知識を児童生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していくことが大切である。

V 重大事態への対応

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づく。

1 重大事態の意味と基本的な対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- ① いじめにより当該児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース

◇児童生徒が自殺を図った場合 ◇身体に重大な傷害を負った場合

◇金品等に重大な被害を被った場合 ◇精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」

年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

「保護者からの申立て」

保護者からの申立てがあった時点で、学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立てでは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

- ④ 上記①～③以外の事案について、当該学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

(2) 基本的な対応

- ① 校長は、重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生したと判断した際は、直ちに市教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに天童警察署に通報する。
- ② 教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、法第28条の規定に基づき、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 教育委員会は、学校からの重大事態発生の報告を受けた場合、②の調査を行う主体について速やかに判断する。

- ④ 市教育委員会が主体となって上記②の調査を行う場合は、専門委員会を調査委員会とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑤ 学校が主体となって上記②の調査を行う場合、市教育委員会は必要な指導及び支援を行う。
- ⑥ 市教育委員会及び学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- ⑦ 重大事態への対処に当たっては、次に掲げることを基本的な姿勢として取り組むものとする。
 - ア いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
 - イ 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
 - ウ 調査は、迅速かつ計画的に行う。
 - エ 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
 - オ 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

いじめられた児童生徒又はその保護者が、詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、市教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り検証することは必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、当該児童生徒又はその保護者が望まないことを理由として、決して自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、当該児童生徒又は保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、市教育委員会及び学校は、当該児童生徒又は保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。重大事態として取り扱わないことを安易に選択するこあつてはならない。

2 市教育委員会又は学校による対応

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会を通じて市長に対して事態発生について報告する。市教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。

また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに天童警察署に通報する。

② 重大事態の調査

学校又は市教育委員会は、重大事態が発生した場合には、法第28条の規定に基づき、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。(初期アンケートは3日以内に行う。)

③ 調査の趣旨

法第28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会

が事実に向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。

④ 調査主体

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、市教育委員会が判断する。

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導助言、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

⑤ 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、当該重大事態に係る調査を行うため、その下に組織を設ける。

市教育委員会が調査主体となる場合、専門委員会を調査を行うための組織とする。この組織の構成については、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する第三者であって、その者が所属する職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

学校が調査の主体となる場合、調査の迅速性を図るため、学校いじめ対策組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、いじめが重大事態の要因として疑われる場合に、以下のこと等に関する事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

明確にする事実関係等

- ◇いつ（いつ頃から）……………【時期】
- ◇誰から行われ……………【当事者】
- ◇どのような内容であったか……………【内容】
- ◇いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか…【背景】
- ◇学校・教職員がどのように対応したか……………【対応】

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。この調査は、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。従って、たとえ不都合なことがあったとしても、学校及び市教育委員会は、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で臨むものとする。また、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

⑦ 児童生徒への調査にあたって

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒

や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、いじめられた児童生徒の身体、心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた児童生徒から直接聞き取りを行わないという判断をする場合もありうる。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめの行為を止めさせる。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校が行う場合であっても市教育委員会がより積極的に指導、支援に当たり、関係機関ともより適切に連携し対応していく。

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、当該保護者に今後の調査について協議し、迅速に調査に着手する。調査は、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などの方法により行う。

ウ 自殺が起こった場合の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

学校外のことでの児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、市教育委員会及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止を講じる責任を有しているということを認識する必要がある。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と

直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、状況を把握できていない段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道の在り方に注意していく必要がある。

【参考】WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言

控えてほしいこと

- ・遺体や遺書の写真を掲載する。
- ・自殺方法を詳しく報道する。
- ・単純化した原因を報道する。
- ・自殺を非難する。
- ・自殺を美化したり、センセーショナルに報道したりする。
- ・宗教的・文化的な固定観念を当てはめる。

積極的にしてほしいこと

- ・精神保健の専門家と緊密に連絡を取る。
- ・自殺に関して「既遂」(completed)という言葉を用い、「成功」(successful)という言葉は用いない。
- ・自殺に関連した事実のみを扱う。
- ・一面には掲載しない。
- ・自殺以外の他の解決法に焦点を当てる。
- ・電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する。
- ・自殺のサインについての情報を伝える。

「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」より
(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)

⑧ 児童生徒及び保護者、地域への配慮

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへ配慮に留意しつつ、予断のない一貫した情報発信を行うものとする。

⑨ アンケートの留意点

アンケートの実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におく。従って、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

⑩ その他の留意事項

法第23条第2項においても、「いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる」とされ、市基本方針Ⅱの3により、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、市基本方針Ⅱの3による実態把握のみでは当該重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、実態把握のための調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

(2) 並行して行われる調査

従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することもありうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる市長による調査主体とが連携して行う。例えば、アンケートの収集などの初期調査を市教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる市長による調査で実施する等、適切な役割分担について検討して行うものとする。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめられた児童生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

市教育委員会及び学校は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。従って、この調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮した上で、適時・適切な方法で経過報告を行う。この際、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

市教育委員会及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、調査の結果について適切に説明を行う。

② 調査結果の報告

調査結果は市教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告に当たっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記2(3) ②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

(2) 再調査を行うための組織

市長は、市教育委員会の附属機関である専門委員会とは別に、条例により再調査委員会を設置する。この再調査委員会を、市長による再調査を行うための組織とする。再調査委員会の構成員については、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではないもの（第三者）とする。

(3) 再調査の結果を踏ました措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要な措置を講じる。

必要な措置としては、市教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、より適切な方策を検討する。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を検討する。

また、再調査を行ったとき、市長は法の規定に基づきその結果を議会に報告するものとする。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市において適切に設定するが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講じる。

VI 点検・評価及び基本方針の見直し

1 いじめ問題に係る点検・評価の考え方

各学校においては、いじめの問題について常に細心の注意を払っているが、いじめは、インターネット上も含め大人に見えにくい世界で発生しており、子どもを取り巻く社会や環境の変化とともにその内容も変化している。したがって、その実態把握と取組の点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

2 市教育委員会が行う点検・評価

(1) いじめの実態に関する調査結果の活用

市教育委員会は、県教育委員会で行う「いじめ・不登校・学級経営・虐待の実態調査」と文部科学省で行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知状況、解消状況、態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行うとともに、市におけるいじめの防止等に関する取組に反映させていく。

学校においても、上記諸調査における結果を分析・考察し、学校におけるいじめの防止等に関する取組に反映させていくよう指導する。また、年度末に、いじめの防止対策に係る取組について、各学校の状況を点検し、改善を促していく。

(2) 点検・評価の概要

① 市基本方針に基づく施策の実施

② 実態把握

ア いじめに関する定期調査（ネット上のいじめも含む）

イ 未解消事案の追跡調査

ウ 重大事態に係るいじめ等の把握

エ 学校における取組の点検・評価

③ 専門委員会における点検・評価

ア 市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること

イ 学校での重大事態への対応及び重大事態発生時における調査に関するこ

④ 連絡協議会における点検・評価

ア 市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策及び連携の強化に関するこ

イ その他必要な事項に関するこ

⑤ 施策の見直し、取組の改善

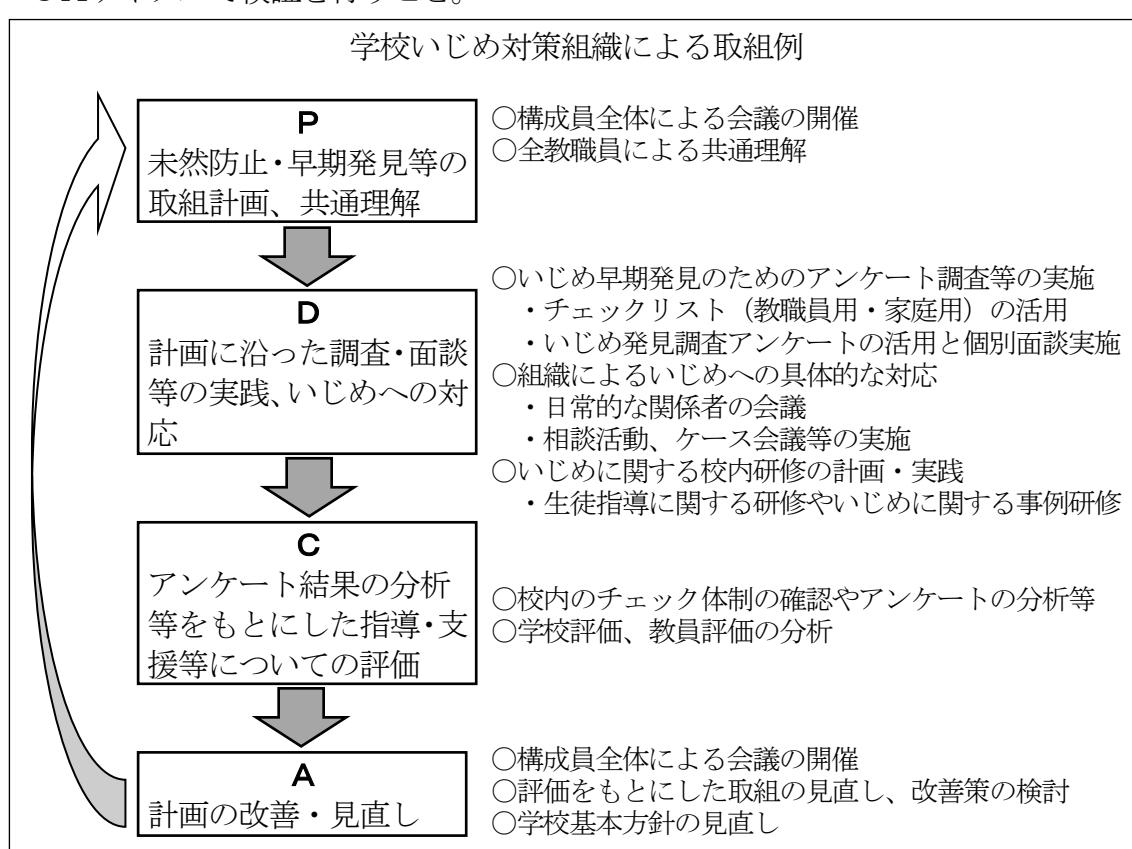
3 学校における点検・評価

(1) 学校評価を通して

学校が、学校評価においていじめ問題を取り扱うに当たって、市教育委員会は、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知徹底とともに、問題を隠さず、その実態把握や適切な対応が促されるように取り組むこと。

- ② 児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価すること。
- ③ 評価結果を踏まえ、いじめの防止等の取組の改善に生かすこと。
- ④ 評価に当たっては、以下の項目を参考に行うこと。
 - ・学校の基本方針や事案対処マニュアルに基づいて、いじめへの対応方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・日頃より、いじめの実態把握に努め、いじめの未然防止や早期発見に努めているか。また、それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ・学校の基本方針や取組について、家庭や地域と共有し理解や協力を得ているか。
 - ・いじめの防止・早期発見のための研修が年間計画に基づき、定期的に行われているか。
 - ・いじめが生じた際に、学校全体で迅速かつ組織的に対応する体制が整備されているか。
- ⑤ 学校いじめ対策組織は、学校の基本方針の策定や見直し、学校の基本方針に基づく取組状況、いじめ事例の検討等、当該学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行うこと。



(2) 教員評価を通して

学校が、教員評価においていじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たって、市教育委員会は、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうかを評価すること。
- ② 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうかを評価すること。

4 市基本方針の見直し

天童市及び市教育委員会は、法の施行状況や国や県の基本方針の変更等を勘案し、市基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて改訂の措置を講じる。